

## **資料 2**

### **標準仕様書案について**

# 1. はじめに

標準仕様書案の最終化及び確定にあたり、意見照会の結果、「討議事項」に分類したご意見について討議します。

## 討議事項一覧

### 標準仕様書（本紙）

－（討議事項なし）

### 機能・帳票要件一覧

討議事項 3 件

- 論点①：他公的年金記録に係る機能の取り扱い
- 論点②：第2号被保険者情報に係る機能の取り扱い
- 論点③：受給額等試算に係る機能の取り扱い

### 標準業務フロー

討議事項 1 件

#### ■ 論点①：所得証明における証明書作成後の取り扱い

※ 意見照会でのご意見に基づく議題ではございませんが、標準仕様書（案）最終化にあたり、事務局より討議させていただきたい事項として上程いたします

### 帳票詳細要件／帳票レイアウト

－（討議事項なし）

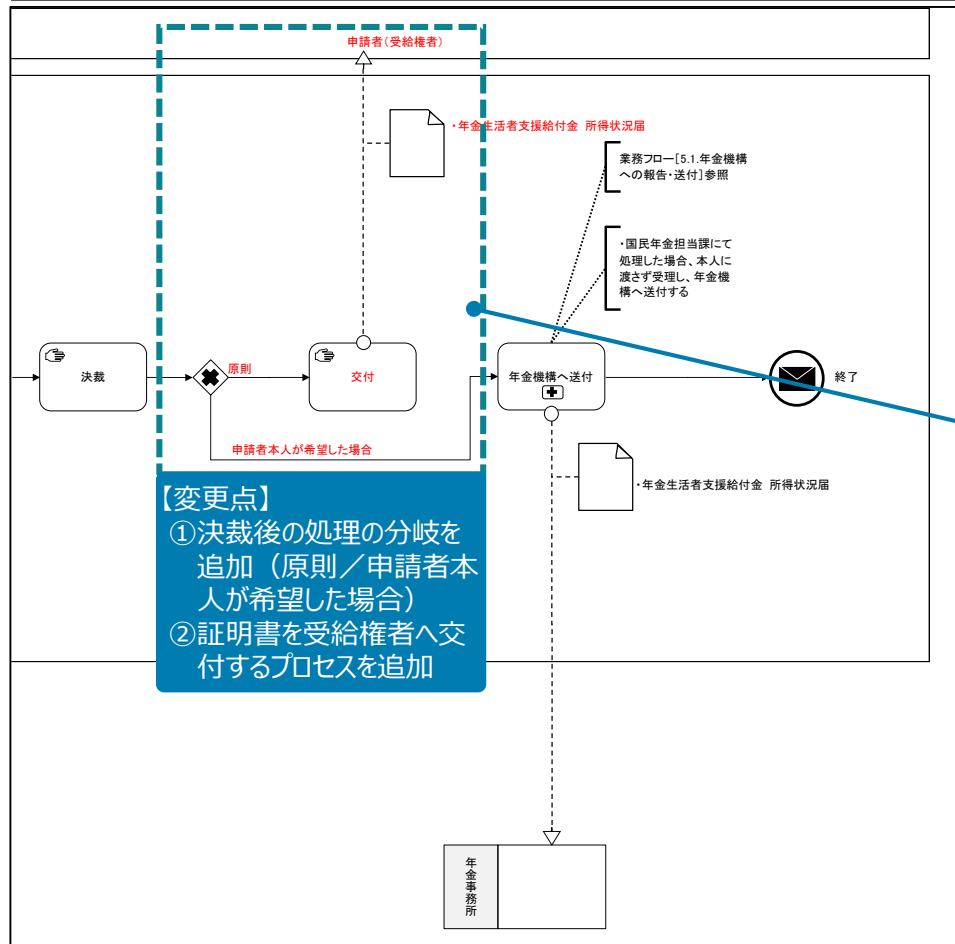
# 標準業務フローにおける論点

## 2. 標準業務フローにおける論点

### 2-1. 論点①：所得証明における証明書作成後の取り扱い

「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」における「決裁」後のプロセスについて、作成した証明書を受給権者へ交付する自治体と、自治体から年金機構へ送付する自治体があります。業務フロー上、双方を併記することについてご議論をお願いします。

フロー：6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）



#### 現状（業務実態）

- 作成した証明書（証明済の「年金生活者支援給付金所得状況届」）の取り扱いについて、自治体により以下の2パターンに分かれる
  - ① 作成した証明書を受給権者へ交付する
  - ② 自治体から年金機構へ送付する ※現フローの想定（受給権者へ証明書を交付せず、証明書を受け付け、自治体より年金機構へ送付する）

#### 【論点】

- 次の2パターンの双方に対応したフローとするか
  - ① 申請者→機構
  - ② 申請者→市町村→機構
- フロー上に処理の分岐と、「交付」処理を追記するか（補足）

「所得証明（所得の事実確認）のみ」及び「所得証明及び届出受付」は法定受託事務と認められ、所得証明、認定請求は双方のルートでそれぞれ申請等ができるが、①が原則となる

# 機能要件における論点

### 3. 機能要件における論点

#### 3-1. 論点①：他公的年金記録に係る機能の取り扱い

他公的年金記録の管理機能について、一部自治体において利用されているものの不要意見を多数いただいております。国民年金業務の範囲外として実装不可とすべきか、ご議論をお願いします

協力連携事務における標準化対象		検討対象機能		
標準化検討の範囲	事務の内容	事務レベル1	事務レベル2	仕様文案
		1. 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ① 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届） ② 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 2. 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 <b>3. 市町村において行われる相談業務</b> <b>4. 各種情報提供</b> ① 所得情報の提供（紙） ② 所得情報の提供（磁気媒体） ③ 電話番号の情報提供 ④ その他の情報提供 ⑤ 法定受託事務以外の申請書等回付 ⑥ 情報提供に必要なシステム開発 5. 障害者手帳交付者への障害年金周知 6. その他地域の実情を踏まえた協力 ① 申請免除該当者への案内状送付 ② 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談 ③ ねんきんネットの情報の提供	共通	照会・編集
		年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	公的年金情報に配偶者情報を設定（登録・削除）できること

#### 本機能における経緯

- 被保険者、およびその配偶者の他公的年金記録を登録・管理する機能について、「国民年金業務の管理対象外」との理由から不要意見が多かったものの、一部自治体では利用しているとの背景からオプション機能と用意
- 一方、今般の意見照会では不要との意見を相当数受領

**【論点】**

- 国民年金業務として管理すべき対象ではないと整理し、実装不可とするか
  - ✓ 「6.②窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」に該当する業務である
  - ✓ 可搬型窓口装置にて他公的年金記録を取得して対応が可能

### 3. 機能要件における論点

#### 3-2. 論点②：第2号被保険者情報に係る機能の取り扱い

第2号被保険者情報の管理機能について、一部情報の管理機能に対しては実装の要望、もしくはすでに実装しているものの、国民年金業務の管理対象外との意見をいただいているため、実装不可とすべきかご議論をお願いします

第2号被保険者情報に係る情報の範囲

第2号被保険者情報（機能・帳票要件No.12）

（機能・帳票要件No.323）

- ・第2号被保険者（厚生年金・共済組合等）の番号
- ・直近の資格取得・喪失情報

（機能・帳票要件No.28）

- ・第2号資格喪失期間中（厚生年金等）の資格・期間

※当該第1号被保険者の加入していた厚生年金・共済情報  
（取得年月日、喪失年月日、月数等）

本機能における経緯

- ✓ 機能・帳票要件（たたき台）の確認においては、「国民年金業務の管理対象外」との根拠から不要意見が多く、一部実装不可へ
- ✓ 機能・帳票要件（素案）の確認においても不要意見が多かったものの、一部機能に対しては実装要望をいただき、また、実装されているケースがあったため、すべてオプション機能として用意
- ✓ 今回の意見照会において不要との意見を受領

【論点】

- 国民年金業務として管理すべき対象ではないと整理し、実装不可とするか
  - ✓ 「6.②窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」に該当する業務である
  - ✓ 可搬型窓口装置を活用して第2号被保険者情報を取得することが可能

### 3. 機能要件における論点

#### 3-3. 論点③：受給額等試算に係る機能の取り扱い

受給年金や年金生活者支援給付金等の試算機能、および試算に利用する納付記録や各種年金額の管理機能について、日本年金機構への照会や住民によるねんきんネット上での確認が可能であるため、実装不可機能としてよいかご議論をお願いします

受給額等試算に係る機能とこれまでの整理

試算機能	事務レベル1	事務レベル2	仕様文案
	共通	照会・編集	国民年金法（旧法・新法）による受給金額試算ができること 指定した年金生活者支援給付金認定請求履歴および、試算額を表示できること

年金額管理機能	事務レベル1	事務レベル2	仕様文案
	共通	照会・編集	老齢基礎年金の基準額（現年度の老齢基礎年金額）を登録・修正・削除・照会できること 受給金額計算用の各種単価情報を登録・修正・削除・照会できること

納付記録管理機能	事務レベル1	事務レベル2	仕様文案
	共通	被保険者情報管理	被保険者の納付記録情報を登録・修正・削除・照会できること

#### 本機能における経緯

- ✓ 試算機能、およびそれに利用する機能は不要との意見をいただいていたが、システムを利用して試算を行う自治体が一定数存在しているため、すべてオプションとして用意
- ✓ 意見照会にて不要との意見を相当数受領

#### 【論点】

- 国民年金業務として管理すべき対象ではないと整理し、実装不可とするか
- ✓ 「6.②窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」に該当する業務である
- ✓ 日本年金機構へ照会して情報を取得しているケースが多い
- ✓ 住民自身がねんきんネット上で試算できるサービスの普及を推進している